

## 2-1 福祉資金 緊急小口資金



緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用を貸付けます。

緊急小口資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。（一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合を除く。）

### (1) ご利用いただける世帯

低所得世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

### (2) 資金の内容

使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合	10万円以内	2か月以内	12か月以内	無利子

### このようなときにご利用いただけます

- ①医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- ②火災などの被災によって生活費が必要なとき
- ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ④転職または一時的な休職による収入減で生活費が必要なとき
- ⑤滞納した税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増により生活費が必要なとき
- ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦自立相談支援機関の継続的な支援を受けながら、就職活動に交通費など経費が必要なとき
- ⑧給与などの盗難によって生活費が必要なとき
- ⑨その他、これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき  
（滞納していた家賃の支払い、車検代の支払い等）

- △** 左記の理由であっても、次のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。
- × 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している場合
  - × 今後の収入の見通しが立たず（生計を維持できず）、貸付金の償還（返済）が見込めない場合
  - × 他の債務等の支払いにより生活が困窮している場合
  - × 貸付金を他の債務等の支払いに充当する場合

### (3) 借入相談から償還完了までのながれ

#### 1 相談

緊急小口資金の借入について、市区町村社会福祉協議会に相談します。相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、借入理由に応じて必要書類を揃えます。

※借入理由に応じて、自立相談支援機関による相談・支援が必要な場合は、市区町村社会福祉協議会から連絡し、双方が連携して支援にあたります。

#### 2 借入申込み

借入申込書、必要書類を市区町村社会福祉協議会に提出します。また、「借用書」に署名・捺印し、貸付金の償還に係る「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入します。

#### 3 審査

市町村社会福祉協議会を通じて提出された借入申込書類等にもとづき、北海道社会福祉協議会で貸付の可否について、審査します。審査の結果は、市町村社会福祉協議会を通じて連絡します。審査の結果により、貸付ができない場合（不承認）もあります。

※貸付できない場合、その理由は開示しません。

#### 4 貸付金の送金、貸付決定通知

貸付決定した場合、借受人の指定する口座に貸付金を送金します。

※貸付金送金までの期間を短縮するため、決定通知の送付前に貸付金の送金手続きを行ないます。北海道社会福祉協議会より、借受人に直接、貸付決定通知等を郵送します。

#### 5 据置期間～償還開始

据置期間終了後、償還が開始されます。借用書に記載されている償還期間・回数で毎月償還します。

原則として、金融機関からの口座振替による償還になります。償還が完了するまで、市区町村社会福祉協議会や民生委員が相談・支援します。

※借入申込時に自立相談支援機関の支援を受けた場合、償還状況について、自立相談支援機関と情報共有します。

#### 6 償還完了

最終償還期限までに、元金を償還します。償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利子が日割りで加算されます。

#### (4) ご利用に際して

- 雇用保険受給や職業訓練受講給付金までの生活費を借入れる場合、就職活動に必要な費用を借入れる場合等は、自立相談支援機関による相談・支援が必要となります。
- 連帯保証人は不要です。
- 借入申込は、市区町村社会福祉協議会が受付けます。市区町村社会福祉協議会を通じて、借入申請書類等を北海道社会福祉協議会にて受理し、審査を行いません。  
貸付決定の場合、北海道社会福祉協議会で借入申請書類等を受理してから、最短で3日程度（営業日）で貸付金が借受人の指定する口座（ゆうちょ銀行または北海道銀行）に送金されます。

#### (5) 必要な書類

##### 【共通書類】

内 容	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入申込者の健康保険証の写し及び住民票（原本）</li> <li>※いずれか一方の場合、運転免許証など顔写真付の証明書の写し添付</li> <li>・世帯全員の健康保険証の写し、または世帯全員の住民票（原本）</li> </ul>
世帯の所得がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、所得証明書の写し、給与明細書、年金支給額通知書の写し、通帳の写し、雇用証明書等</li> </ul>
借入申込に必要な印鑑・通帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入申込者の実印</li> <li>・貸付金を送金する口座の通帳の写し</li> <li>・償還金を口座振替する通帳の写し及び届出印</li> </ul>
自立相談支援機関の支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付・申込票の写し、インテーク・アセスメントシートの写し</li> </ul>

##### 【借入理由に応じた書類】

借入理由	書 類
①医療費または介護費の支払等臨時生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書の写し、領収書の写し</li> </ul>
②火災等被災による生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書の写し、被災証明書の写し</li> </ul>
③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証の写し</li> <li>・老齢年金決定通知書の写し、老齢年金受給申請時の受理票の写し</li> <li>・障害年金の裁定通知書の写し</li> <li>・傷病手当の申請書の写し（受付印の押印があるもの）</li> <li>・児童手当・児童扶養手当の申請書の写し（受付印の押印があるもの）または受理票の写し</li> <li>・職業訓練受講決定通知書の写し</li> </ul>
④転職または一時的な休職による収入減のための生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用証明書の写し、労働契約書の写し</li> <li>・休職証明書の写し</li> </ul>
⑤滞納していた税金等の支払いによる生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書の写し、領収書の写し、督促状の写し</li> </ul>
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じたため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状の写し、請求書の写し</li> </ul>
⑦自立相談支援機関の継続的な支援を受けながらの就職活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し</li> </ul>
⑧給与などの盗難による生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難届出報告書</li> </ul>
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃滞納により退去を命ぜられた督促状の写し</li> <li>・車検代の見積書の写し・車検証の写し・運転免許証の写し</li> </ul>

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。